

秦野市手数料条例の一部を改正することについて

秦野市手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 2 月 26 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正により、条例で引用する同法の名称に変更が生じるとともに、高さの限度を超えることのできるマンションに係る許可事務について、本市が徴収する手数料及びその額を定めるため、改正するものであります。

秦野市手数料条例の一部を改正する条例

秦野市手数料条例（平成12年秦野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1第9項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項の規定による容積率の特例に係る許可申請手数料」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の59第1項の規定による容積率等の特例に係る許可申請手数料」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第13号 秦野市手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>別表第1（第2条関係）            1－8 （略）            9 <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）関係手数料</u>  <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の5第1項の規定による容積率等の特例に係る許可申請手数料</u> 1            件につき160,000円            10・11 （略）</p> <p>附 則            この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>	<p>別表第1（第2条関係）            1－8 （略）            9 <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）関係手数料</u>  <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項の規定による容積率の特例に係る許可申請手数料</u> 1件につき160,000円            10・11 （略）</p>

秦野市手数料条例の一部を改正することについて

マンションの再生等の円滑化に関する法律第 163 条の 59 第 1 項（建築物の高さ）の規定に基づく特例許可申請手数料について

（条例第 2 条、別表第 1 関係）

1 法改正の概要

建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合（容積率）は、都市計画において定められた数値以下としなければなりません。敷地面積が一定規模以上のマンションで、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものは、容積率の限度を超えることができます。

また、建築基準法では、隣接地や道路の日照、採光等を確保するため、建築物の高さを制限していますが、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」（改正後の法律名「マンションの再生等の円滑化に関する法律」）の改正により、容積率と同様に高さについても、その限度を超えることができるものとされました。

表 関係法令（抜粋）

改正前	マンションの建替え等の円滑化に関する法律
	<p>第 105 条（容積率の特例）</p> <p>その敷地面積が政令で定める規模以上であるマンションのうち、要除却認定マンションに係るマンションの建替えにより新たに建築されるマンションで、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく（略）許可したものの容積率は（略）建築基準法の規定による限度を超えるものとするができる。</p>
改正後	マンションの再生等の円滑化に関する法律
	<p>第 163 条の 59（容積率等の特例）</p> <p>その敷地面積が政令で定める規模以上であるマンションのうち、要除却等認定マンションに係るマンションの建替えにより新たに建築されるマンション又は要除却等認定マンションに係るマンションの更新がされるマンションで、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく（略）許可したものの容積率又は各部分の高さは（略）建築基準法の規定による限度を超えるものとするができる。</p>

## 2 対象マンション

耐震性不足、火災に対する安全性の不足等により、除却又は構造上主要な部分の効用の維持若しくは回復をする必要があるものとして、特定行政庁が認定したマンション（要除却等認定マンション）。

## 3 手数料

県内統一の考えにより、従前の容積率制限に係る特例許可申請手数料（160,000円）と同額とします。

## 4 施行日

令和8年4月1日